

大津市長  
越 直美 様

大津市障害者自立支援協議会  
会長 藤木 充

## 大津市障害者自立支援協議会 相談支援プロジェクト

### 大津圏域の相談支援事業に関する提言書 2017

#### はじめに

相談支援事業は自立支援法の施行に伴い、平成 18 年から地域生活支援事業の一つとしてスタートしました。相談支援事業は、①障害のある方が地域で希望した生活を送る上で必要な相談支援を行う。と同時に②個別の相談から地域課題を見出し、地域の社会資源の改善と開発を行う役割を担っています。

大津市においても平成 18 年 10 月から市内 6 か所の事業所で委託の相談支援事業がスタート。年を追うごとに相談支援事業は福祉サービスの利用支援を中心にニーズが増加。それに伴い、平成 21 年度に 7 か所、平成 23 年度に 8 か所と委託の事業所の数を増やして、市民の相談支援に対するニーズに対応してきました。また、委託の相談支援事業所が現在のサービス等利用計画に先行してサービスを利用する時は計画作成を行ってきました。また、自立支援協議会の中に相談支援連絡会が設置して、重点課題の報告と協議、福祉施策の動向共有・相談員のスキルアップを行ってきました。

大津圏域では平成 24 年度に自立支援法の改正に伴い計画相談の対象者が拡大するのに伴い、相談支援体制の拡充のための見直しに関して検討を行いました。具体的には基幹相談支援センターを設置して、人材育成や相談支援事業所のフォローをしていくことを検討しましたが、途中で議論が中断したままになってしまいました。その結果、相談支援専門員は増えず、現状の委託相談支援事業所の職員体制では個別給付で行う計画相談と地域生活支援事業で行う障害者相談支援事業の両方を担うことは困難な状態となっています。

他の市町村では、指定特定相談支援事業所を増やすための基幹相談支援センターの設置や指定特定相談支援事業所の加算をつける等の取り組みをして、計画相談を進めているところもあります。

大津圏域としても法律でしなければならないと決められているサービス利用者全員への計画作成を達成するため、相談支援体制の拡充体制を早急に検討する必要がある状態です。

#### 1. 提言の背景

##### ①サービス等利用計画の作成件数の上限設定と相談員の確保

大津圏域には委託相談支援事業所 8 か所、指定特定事業所 5 か所現在設置されています。サービス等利用計画の作成対象者が 2200 人近くいますが、計画を作成できる相談支援専門員は 34 人しかいない状況（資料②）で、一人あたり単純計算で 70 人の計画を作成する必要があります。しかし、委託相談支援事業所の相談員はサービス等利用計画の作成だけをしているだけでなく、サービス利用とは別の一般的な相談等の対応もしています。そうすると 70 人近いサービス等利用計画の作成を行うことは困難です。また、サービス等利用計画の質を考えたときも相談員一人あたりが持つ人数は 50 人以下にしないと、アセスメントやモニタリングを丁寧に行うことは困難です。

他の自治体では相談員一人あたりの計画作成の対応件数や人数を設定したうえで、必要な相談員の人数確保や事業所の設置をしているところもあります。大津圏域も相談員一人あたりの作成件数や人数を設定

した上で、確保に向けた取り組みを行う必要があります。

### ②指定特定相談支援事業所の参入

計画相談の報酬単価は特定事業所加算が新設されるなら改善もありましたが、事業として単独で採算を取るにはハードルが高いため、事業所の参入が非常に少なく、また参入しても撤退することもあります。

事業所の参入を促すためには少しでも採算が取れるように行政からの委託費等の上乘せの補助金や柔軟なモニタリング回数の設定等の取り組みが必要です。

### ③相談員の確保と負担軽減

大津市内の多くの相談支援事業所が少人数の職場であるため、相談員が相談したいときに相談できる人が近くにいないことや、相談員の育成やスキルアップに関しても事業所単位では取り組みに限界があります。自立支援協議会では人材育成部会を立ち上げて、相談支援向けのスキルアップ研修を開催、及び相談支援事業所が集まり課題等を協議する連絡会を毎月開催して対応していますが、相談員のスキルアップや負担軽減のためには OJT を受けられる機会確保や困ったときにスーパーバイズを受けられるシステムが必要です。

そのためには基幹相談支援センターを設置して、人材育成やスーパーバイズを専任で行うことができる相談員を配置することが求められています。「相談員がアドバイスを求められる機関がほしい」という意見は、平成 27 年 8 月 10 日に実施された大津市障害者自立支援協議会主催の相談支援体制を考える検討会の意見交換の中でも多く出されました。現在はやまびこ総合支援センター内生活支援センターに機能強化事業として相談員が 1 人配置されていますが、自立支援協議会の事務局機能や困難ケースの対応が業務のほとんどを占めており、基幹的な役割として相談員のフォローまで充分に行うことは困難な現状です。

### ④委託と指定特定の役割分担

指定特定の相談支援事業所が大津市内は増えない為、委託の相談支援事業所がサービス等利用計画の多くを担っていますが、委託相談支援事業所は本来の役割としては計画作成の範疇では対応困難な人の支援やアウトリーチやソーシャルワークやコミュニティワーク等を行っていく必要があります。そのために件数に縛られない委託費が出ています。そういう意味では、委託と指定特定の役割分担を今一度整理して明確にしておく必要があります。また、相談支援活動からみえてきた地域課題を解決していくためのコーディネートをしていくためには専念できる人員体制が必要であり、そのために基幹相談支援センターの設置が有効であるかと思われます。

### ⑤認定調査員の確保

大津圏域では認定調査の多くも委託の相談支援事業所で担っています。相談支援専門員が調査をすることは、事業所にとってインテークやアセスメントのきっかけになり、利用者にとっても質の高い調査の実施やサービス利用の相談も合わせて出来る等のメリットがあります。反面、聞き取りから調査票の完成までには多くの時間を取られてしまい、本来すべき相談業務にも支障がでています。相談支援事業所からも普段関わりのない利用者の認定調査は相談員以外の認定調査員でもらえないかという話が出ています。

## 2. 提言の内容

① 計画相談に関して、委託と指定特定の役割を明確化するために以下の 4 つの区分に分けて分担を行うことを提案します。委託相談支援事業所は A、B を中心に対応して、D に関しても委託相談として支援する。指定特定事業所は B と C を中心に対応をする。

- ・ A (複雑・一般的相談中心) : 一般的相談の対応が中心となる困難なケース (サービスの調整以外にも頻繁に介入等が必要)。または地域生活を送る上でのサービスの調整について 3 ヶ所以上の多岐

の事業所間の調整を必要とする。

- ・ B（普通）：日中活動の利用を中心とするが、地域生活のための支援についても一定の調整を必要とするもの。
- ・ C（簡易）：日中活動（放課後等デイも含む）と緊急時のヘルプ等の支援のみの利用となるもの。
- ・ D：セルフプラン

② 計画の質の担保と向上のために相談員一人あたりの計画作成人数及び件数に上限を設定します。具体的には②で設定した区分によって下記の単位を設定。相談員は一人あたりの計画の作成人数は年間で100点を上限に設定します。

- ・ A：4点
- ・ B：3点
- ・ C：2点

委託相談事業所だとAの方が中心となり、一人当たりの上限設定は25人となります。（25人×4点＝100点）指定特定事業だとBとCの方が中心となり、Bの方が20人、Cの方が40人で上限の100点となります。

③ サービス等利用計画が必要な人全員の作成ができるように必要な相談員を確保することを求めます。具体的には単純計算で相談員一人当たり平均50人分の作成で計算すると大津圏域で約44人の相談支援専門員の確保が必要です。

確保に向けて大津圏域の相談支援専門員の資格を持っている支援者がいる事業所に指定特定の相談支援事業所の立ち上げを行政から積極的に働きかけてください。

また、他圏域では指定特定の相談支援事業所の参入を促すために、安定した事業運営をするために委託相談支援事業所として委託費を出している自治体もあります。大津市でも相談支援事業所の参入と安定した運営を図るために、委託相談支援事業を増やすことを検討してください。委託相談支援事業所を増やすに当たり、一般的相談を中心に対応する事業所と、計画相談を中心に対応する事業所で委託費に差をつけて、役割分担を明確化することも提案します。

④ 委託相談支援事業所においては市外の入所施設やホーム等を利用している市民に対応するために遠隔地に赴き相談対応をする場合もあり、片道25キロ以上かかる場所に訪問等した際にかかった交通費の補助を求めます。

⑤ 相談支援専門員の人材育成とスーパーバイズ及び地域資源の開発や改善の対応を行う機能として基幹相談支援センターを大津市に最低1か所は設置することを提案します。

具体的にはNPO法人を設立または大津市内の社会福祉法人に委託して、事務所を設置。やまびこ総合支援センター内生活支援センターに現在委託している機能強化事業の費用等を活用して、大津市内の委託相談支援事業所から相談員が複数出向する形で事業運営を行う。また、基幹相談支援事業所は相談支援専門員、精神保健福祉士等の資格の持つ職員を配置して、機能としては以下の5点を求めます。

- ・ 困難ケースへの対応
- ・ 地域の相談支援事業所への助言、指導
- ・ 地域のサービス提供事業所への助言
- ・ 大津市の障害福祉で働く人の育成（研修の企画及び運営）

・ 大津市障害者自立支援協議会の事務局

また、併せて、相談員の人材育成にかかる研修費及び活動費の確保を求めます。

- ⑥ 相談支援事業所で認定調査も行っているが、相談対応の業務を圧迫しています。委託相談支援事業所を増やす及び介護保険事業所への働きかけ等を行い、認定調査員の確保を検討してください。

### 3. おわりに

現状の大津圏域の相談支援事業所の体制では個別給付で行う計画相談の達成も地域生活支援事業で行う障害者相談支援事業の活動を十分に行うことも困難です。今回の提言が少しでも実現することで、相談支援の体制が拡充され、法律を守り、市民からのニーズに対して十分に応えていけたらと思います。